

広島県告示第四百四十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二十条第一項の規定による協議が、次のとおり成立した。

その関係図書は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、令和六年三月七日までの間、縦覧に供する。

令和六年二月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類及び路線名

県道吉田豊栄線

二 兼用工作物の位置

安芸高田市吉田町常楽寺字坂巻五九二番一地先から安芸高田市吉田町常友字宮之沖六一

二番一地先までの一部

安芸高田市向原町戸島字末宗一七七六番一地先から安芸高田市向原町戸島字正藤一五六

九番一地先までの一部

三 他の工作物の名称又は種類

横断管等

四 他の工作物の管理者の名称（代表者）及び住所

1 名称（代表者）

用水路及び排水路管理者 安芸高田市長 石丸 伸二

2 住所

安芸高田市吉田町吉田七九一番地

五 協定の主な内容

1 総則

2 重複部分の位置

3 重複部分等の範囲

4 管理区分

5 協議

6 災害を受けた場合の応急復旧

7 管理に要する費用の負担

8 損害賠償

9 収入の帰属

10 有効期間

11 その他

六 管理の期間

本協定が成立した日から当該路線を廃止する日又は用水路及び排水路を廃止する日まで